

# 田子町住民説明会

日 時：平成 16 年 1 月 7 日（水）  
午後 6 時 30 分～ 8 時 30 分  
場 所：田子町中央公民館

司 会： 表面遮水工事に係る工程関係、並びに各種調査結果などに係る説明会を始めさせていただきます。

私、青森県県境再生対策室の五十洲と申します。本日は皆様方のご協力をいただきまして、進行役を務めて参ります。よろしくお願い致します。

それでは早速でございますが、三村青森県知事よりご挨拶を申し上げます。

三村知事： 明けましておめでとうございます。

さて、皆様方におかれましては、気持ちも新たに新年をお迎えしたことからお喜び申し上げます。

また、皆様方には、新年早々にもかかわらず寒い中、しかも夕方の時間にお集まりをいただきました。心から感謝申し上げます。

さて、本日は原状回復の工事の内容などを中心にした説明会ということでございましたが、私自身、新年のご挨拶を申し上げたいと思いました。

そして、失礼とは存じますが、この後政務が控えておりますので、退席をさせていただきますことをお話しておきたいと思えます。

さて、この事案が明らかになりましてから、かれこれ 4 年の歳月が経過致しましたが、昨年は大きな節目の年であったと自覚しております。まず私自身、知事就任直後の 7 月上旬に、皆様方と第 1 回目の対話をさせていただきました。その後、県議会のご意見を踏まえ、8 月には原状回復にあたっては、馬淵川水系の環境保全を目的とし、汚染拡散の防止を最優先とすることとし、廃棄物及び汚染土壌は、全量撤去を基本とすることを発表致しました。

また、9 月には県庁全庁を挙げまして、原状回復を強力かつ確実に推進するための新たな組織体制と致しまして、環境再生対策推進本部、そして今日来ておりますが、三浦室長以下、新たなメンバーを加えまして、県境再生対策室を設置し、ここ田子町には、町長さんのご好意をいただきまして、現地事務所の開設を致しました。

その後、10 月に環境省から特措法に基づく基本方針が示されましたことを受け、皆様方からのご意見もお伺いしながら、11 月には青森県としての実施計画を提出致しました。この実施計画に対する国の同意は未だ出されてはおりませんが、間もなく出るものと期待しており、同意後は直ちに本格的な原状回復作

業を始めたいと思います。

一方、昨年国から事前着手が認められ、緊急を要する工事として、表面遮水、仮設浄化プラント、電力配電に着手することができました。これらの作業を進めるにあたっては、皆様方のご理解とご協力を今後ともよろしくお願い申し上げます。

さて、昨年、私対話で伺った際も、たくさんのご意見をいただきましたが、その後開催致しました住民説明会の場などにおいても、多くのご意見やご要望をいただいたと報告を受けております。とりわけ、風評被害が発生した場合の対策について、再三にわたって強いご要望をいただいていることにつきまして、三浦室長から報告を受けております。これについては、私もこの地域の基幹産業が農林水産業であること、そして、地域の自然環境を活用し、全国に誇るブランド産品である“田子ニンニク”や“田子牛”などを生産していることを考えれば、皆様が安心して農林水産業はじめ、それぞれのお仕事に携わることが出来るということが重要であると考えております。そのため、既に事務方には風評被害が発生した時に備えて、どういう方法が良いのか検討を指示しているところであり、2月中旬頃には、その方向性を皆様に明らかにしたいと考えているところであります。

また、交通安全対策や、地域振興事業などについても、どういう対策があるか、関係各部局に検討を指示しているところであり、これらにつきましても2月中旬には、平成16年度事業としてどういうことを行っていくのか明らかにしたいと考えております。

私の考えの基本は、地域の皆様方が一日でも早く安心して暮らせる環境を取り戻すため、皆様方のご理解とご協力とをいただきながら、安心と安全の確保を第一に、この問題の解決に向けて取り組むということであり、そのために、積極的な情報公開を行いながら、関係自治体や住民の皆様とよく話し合い、理解し合い、また専門家の意見も十分に伺いながら進めていくことが基本であると考えております。

全国最大規模の不法投棄現場を水と緑の環境再生により、全国でも先駆的、かつ模範的な事例であると言われるよう、安全・安心を基本に原状回復を着実に進めるという決意を申し上げ、本日のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

司 会： それでは、田子町の中村町長さんからご挨拶をいただきたいと思います。  
よろしく願い致します。

中村町長： 明けましておめでとうございます。

今晚はこうして私共のために、新年早々から県では説明会の開催のために、知事さんをはじめといたしまして、わざわざお出でくださいましたことに、心から感謝を申し上げたいと思います。

あの県境不法投棄事案というものが、本格的な始動というものに入ってまいりました。これからも、色々町からも意見なども出てまいると思います。住民の方からも色々な意見も出てくると思います。さらには、要望もあると思います。時としては提言もあると思います。それらが、ただ言われればなしにならないような、何としてもお互いが本当に協調し合えるような、県と私共の住民というものが、あの不法投棄解決のために、お互いに協調し合える、その様な本当に良い年になってもらいたいと考えております。そういうことを心からお願い申し上げたいと思います。

本当にこれまで、一生懸命県にもやっていただきました。表面遮水工事、仮設浄水プラント工事、それぞれが稼動してまいりました。こうしてみますと、実際に向かっていた場合の色々な事柄というものも出てくると思います。そういう中においても、色々なご意見なども出てくると思います。そういうふうな意見というものにも、時として耳を傾けていただきたいと思います。

そしてまた、私共も解決のためには、お互いに理解し合いながら、協調してまいらなければならないとっております。まだ国の同意というのは、実施計画に対する同意というのは出ていないようではありますが、遠からずして、それらも出てまいると思いますが、それに先立ちましてこの様な県の事業着手ということに対しては、大変有り難く感じております。何としても、問題の解決が本当にお互いが理解し合わなければ、真の解決にはならないのではないのかなという危惧を抱いております。

そういう中で、本年というものも何とかして、本当の解決の年になってもらえるように、私共も努力します。県の方からも、特段のご配慮を賜わなければならないとっております。心からその様なご配慮をお願い申し上げたいと思います。

こうして皆さん方、新年早々からお集まりを願いました。大変ありがたく感じております。ご苦勞様でもございます。それだけ、あの県境不法投棄事案というものに対して、皆さんの強い思いというものがあろうと思います。この様な思いというものを、何としても今年こそは本当の解決の目途が出来るように、そんな年で臨んで参りたいと思います。

どうも、こうしてわざわざ県の方からお出でになりました。この様な機会に、また説明をうけたまわると同時に、皆さん方からのお考えなどもお示し願いながら、進んでいってもらえれば大変、そういうことよっての大きな前進になるのではないかとということにご期待をし、皆さん方に特段の理解あるご協力も

お願い申し上げながら、私の挨拶にかえさせていただきます。

本当に、今晚はご苦勞様でございました。

司 会： さて、先ほど知事からご挨拶でも申し上げたことですが、本日知事にはこれから政務が控えておりますので、ここで退席となります。

それでは早速説明に入らせていただきますが、本日配布しております資料の確認をさせていただきます。

配布資料につきましては、本日の次第にも記載しておりますし、それぞれの資料の右肩に資料ナンバーを付しております。

まず資料1は、県境不法投棄事案に係る仮設浄化プラント工事工程表。

資料2は、県境不法投棄事案に係る表面遮水工事工程表。

資料3は、各種調査結果ということでございます。

3-1として、県境不法投棄事案に係る周辺環境等モニタリング調査の結果について。

資料3-2と致しまして、青森・岩手県境不法投棄現場における医療系廃棄物に係る微生物学的検査の結果について。

資料3-3と致しまして、新水源地調査（トレーサー試験・高密度電気探査）結果の報告。

資料3-4と致しまして、現場付近の沢で確認された油膜様物質調査結果について。

資料4と致しまして、青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業の実施に伴う緊急連絡体制の整備について。

以上、7種類の資料を配布しております。資料に過不足がございましたらお知らせいただきたいと思います。

また、説明に対する質問、あるいはご意見等につきましては、説明終了後に一括してお受けしたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

なお、説明会終了時間につきましては、次第にも記載してございますが、8時半頃を予定させていただきたいと考えますので、皆さん方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速説明に入ります。

まずはじめに、本日の説明会を開催するにあたりまして、当初、青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画の同意について、これを議題とすることとしてご案内を申し上げておりました。しかしながら、本日の次第にはその記載をしておりません。このことにつきまして、三浦室長からご説明を申し上げます。

三浦室長： あらためまして、明けておめでとうございます。

室長の三浦でございます。よろしくお願いたします。

今日は遅い時間お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。今、司会の方からお話がありましたように、去年、ご案内差し上げました時には、実施計画の同意についてというような部分があったかと思えます。私共もこの日程から勘案して、今日はもう既に、というよりも年内には実施計画の同意が環境省から得られているものと、当初国からも言われておりましたし、そういう予定であったわけですが、現時点でまだ、先ほど知事からもお話がありましたように、環境省から同意というものは得られておりません。

昨日も環境省の方に照会していたわけですが、国と国同士の関係と言いますか、環境省と総務省との協議などが手間取っているということで、まだ正式な同意はもらっておりませんが、間もなく同意の文章をもらえるものと期待しているところであります。

私の方からはそのお断わりを申し上げたいと思います。同意が出しだい、町を通して皆様にお知らせしておきたいと思います。

では、今日の説明案件であります工事の内容、その他につきまして、各担当副参事などからご説明申し上げますので、よろしくお願したいと思います。

司 会： それでは、説明案件の（１）の仮設浄化プラント及び表面遮水工事関係につきまして、資料１、及び資料２に基づきまして、大日向副参事からご説明申し上げます。

大日向副参事： 汚染拡散防止担当の大日向でございます。よろしくお願いたします。それでは座って説明をさせていただきます。

まず資料１でございます。事前着工が認められました仮設浄化プラント、それから資料２としまして、表面遮水工事、この工事につきまして、概要・工事工程・緊急連絡体制、その他ということで説明して参りたいと思います。

それでまず最初に、資料１の仮設浄化プラント工事についてご説明致します。

１ページ目に書いてありますが、平成 15 年 12 月 26 日に入札を行いまして、株式会社クボタが請負金額、1 億 2,075 万円で落札しております。工期は平成 16 年 1 月 6 日から平成 17 年 5 月 31 日となっております。

それでは、株式会社クボタの現場代理人の村田さんをご紹介したいと思います。今、立ち上がっておりますが、村田さんでございます。村田さんは、プラントの設置に関する現場の責任者であり、今後、住民の皆さんと現場でお会いする機会があると思います。よろしくお願したいと思います。

仮設浄化プラントの処理方式でございますが、これは、凝集沈殿処理と、砂

ろ過処理の組み合わせで、主にSSを除去するものでございます。これにつきましては、資料1の一番最後でございます。仮設浄化プラントという資料がございます。この中で処理の概要を述べておりますが、仮設浄化プラントは、概要としまして、反応槽、凝集槽、凝集沈殿槽、薬注設備が一体構造となった鋼板製の濁水処理ユニット、それから脱水処理ユニット、砂ろ過塔、水槽から構成されておまして、主にSSを除去するものでございます。この簡易な図面でございますが、フローが左下の方に書いてあります。こういった系統で処理していきます。

それから処理条件と致しましては、日処理量 400 m<sup>3</sup>、原水水質がSS 150mg / l のものを処理水質としまして、10mg / l 以下に抑える。運転期間は平成 16 年 2 月から 17 年 4 月と書いてあります。ただ、撤去などもございまして、工期としては 17 年 5 月 31 日となっております。

水質の管理は、各々常時センサーを付けまして、ph、SS、水温、これらのものを監視して参ります。月 1 回、公定法によりますSS、BOD、COD、トータル窒素、年 4 回の公定法で、ダイオキシン類の調査もして参ります。

これが仮設浄化プラントの概要でございます。

つづきまして、資料の 2 ページ目でございます。工程表が書いてあります。工事工程が書いてあります。これについて説明させていただきます。

工事工程の中で、設計、機械の手配と重機の機械等の手配を 1 月中に実施します。工事を行うための準備工としまして、仮設現場事務所の設置、更には雑木の伐採や、搬入路等の工事を 1 月下旬に実施致します。1 月末からは、本格的に基礎工事、浄化処理装置設置工事、配管敷設工事、電気計装工事、上屋工事等の実施を行いまして、2 月下旬から稼働する計画でございます。

平成 16 年の融雪期前に稼働し、平成 17 年の浸出水処理施設の本格的な稼働が出来る 5 月まで、仮設浄化プラントを稼働する計画としております。

つづきまして、3 ページ目でございます。緊急の連絡体制でございます。事前着工を認められました仮設浄化プラント工事と表面遮水工事に関する緊急連絡体制は、次の通りになっております。この中で、いわゆる表面遮水工は三浦建設さん。それから仮設浄化プラントは、株式会社クボタさん。ここから色々な緊急体制のルートを示しております。当然、県境再生対策室並びに現地事務所も入りまして、各々関係機関に連絡をする。これが現在の事前着工の部分に関する緊急連絡体制のものでございます。

なお、工事がこれからこの緊急以外のもの、いわゆる事前着工以外のものの工事が本格化する時点におきましては、岩手県と調整の上、連絡組織を整備したいと考えております。

その他の事項と致しまして、仮設浄化プラントから出る脱水污泥の搬出につ

きましては、汚泥の分析試験を行いまして、産業廃棄物の普通産廃、あるいは特管産廃の判定を行いまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定によりまして、処分を行ってまいります。

また、工事による残土につきましても、同様に土壌分析を行いまして、適正な処理・処分を行ってまいります。

これからの搬出、運搬でございますが、処分先や搬出ルートがまだ決まっておられません。それで、処分先や搬出ルート、運搬車両台数、期間等が決定した時点で、速やかに田子町さん、現地事務所を通しまして、住民の方々にお知らせをしてみたいと考えております。

田子町さんの方から、緊急連絡体制の整備に関する意見の中で、工事に関するものがございまして、視察者などの立ち入り禁止区域の明示や、地図で図示した標識の要望や、現場での規制対策、安全確保対策が必要ではないかという意見を頂いております。これに対しましては、工事現場での立ち入り禁止区域の明示につきましては、バリケードや立ち入り禁止の表示板を設置致しまして、規制と安全の確保に努めてまいります。

さらに、現場視察者のルートを地図で図示した標識や、工事概要の表示板を設置しまして、規制と安全の確保に努めてまいります。これは仮設浄化プラントならびに表面遮水工事、どちらも同様に考えていきたい、そういうふうを考えております。

仮設浄化プラントの位置でございますが、これは4ページ目に見にくいのですが、左側の方に仮設プラントの設置位置が書いてあります。これは、通称、みなさんご存知だと思うのですが、ラグーンが一番上流側、ここに仮設のプラントを設置します。ここで浄化して、ラグーンの方に放流する。そういう計画でございます。

つづきまして、資料の2番と致しまして、表面遮水工事についてご説明致します。

表面遮水工事は、平成15年12月17日に入札を行いまして、三浦建設株式会社が、請負い金額4千746万円で落札しております。工期は15年12月19日から平成16年3月25日となっております。

それでは三浦建設さんの現場代理人の三浦さんをご紹介します。

三浦さんは、表面遮水工事に関する現場の責任者であり、同じく住民の皆さんと現場でお会いする機会があると思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

表面遮水工事の内容と致しましては、表面遮水工、いわゆるシートの敷設でございます。面積が7,410㎡でございます。雨水排水工事は530m、浸出水排水工は300m、それから集水柵工7箇所、流末一式という形の工事内容になっ

ております。

それでは、資料の2ページをお開き頂きたいと思います。工事工程表でございます。

現場の天候や、積雪状況によりまして、工程の遅れが若干生じることもございますが、12月中には工事の準備工で雑草の伐採や、工事測量を行いまして、平成16年1月から2月上旬にかけて土工工事、いわゆる造成工事。それから法面の成形等を行います。表面遮水工のシート敷設は、1月下旬から2月下旬で完了する計画でございます。シートと致しまして2種類現在使うものを考えております。これは、今、皆さんに、また後でお見せしますが、一番壁の所にマットみたいにかけております。一番、皆さんの手前側のグレーのもの、これが保護用のシートでございます。

その次が、せいのんの斜面部、いわゆる斜面の部分に使うシートでございます。

一番そっちが、平坦部に使います、旭化成ジオテック株式会社のADKシート、これは豊島、皆さん、見に行かれた方もご存知だと思いますが、豊島のシートと同じでございます。これを用いまして施工していくということでございます。

また、シートの固定方法につきましては、資料の2の後半に図面がございます。多分、皆さんの図面、私も同じなのですが、後ろから4枚目を見ていただければよろしいのですが、ちょっと見にくいかと思うのですが、左側の図面、これを見ていただければよろしいのですが。この中で、杭を打っている、こちらの大きい側溝が浸出水の排水工でございます。その隣りにあるU型の側溝が書いてありますが、300×300、これが雨水側溝でございます。その隣りに木材、間伐材を書いてありますか。これが間伐材を使いまして、遮水シートの固定を考えております。斜面の端部にシートがきますので、その部分を中の方に折り込みまして、それを木材で固定する。そういう形で我々の方は、いわゆるアンカーピンは使っておりません。確か、岩手県さんの方はアンカーピンでお止めになっていると思いますが。

これは、何故かと言いますと、風が物凄く強いものですから、そういった意味では、アンカーピンでは私の方は不安という観点から、末端部につきましては、間伐材を利用して、確実に止めていこうと。

平坦部につきましては、豊島をご覧になった方、確かいると思うのですが、3mピッチの法線状に柵目を切りまして、それに全部ロープを渡します。ということでシートの風による“まくり”と言いますか、飛ばされるのを防ぐ。更には、その上に丸太、4mくらいの丸太、3本の三角形を作りまして、それを重しとして各々3mピッチくらいに置いておく。というのは、豊島の場合も

そうなのですが、麻袋を重しにしますと、どうしてもシートと麻袋のビニールの袋ですので、滑りが出ます。そういうことから、麻袋はちょっと具合がよくない。そういうことを豊島の方でも聞いておりました、うちの方としては、いわゆる重しにそういった間伐材の有効利用ということで、それらのものを使用してみたい。そういうふうに考えております。

雨水排水工につきましては、先ほどの工程表に戻っていただきたいのですが、雨水排水工につきましては、1月下旬から2月上旬に完了する計画で、これも先ほど見ていただきました図面のとおり、U型側溝の300×300の製品を使用致します。それから、浸出水の排水工でございますが、1月上旬から2月上旬に完了する計画でございます、雨水排水工と同様の図面の通り、ここは間伐材を利用した板柵工を採用していきたいと考えております。

なお、流末工につきましては、3月中旬に実施致しまして、全体の工事を3月25日に完了する計画でございます。

緊急の連絡体制につきましては、先ほどお見せした仮設浄化プラント工事と同じように考えております。

その他の事項と致しまして、残土処理につきましても、仮設浄化プラントで先ほどお話しした通り、土壌分析を行いまして、適正な処理をしていきたい。そういうふうに考えております。

工事の方は以上でございます。

司 会： つづきまして、説明案件(2)は、次第でございますアからエまでということになっておりますので、各種調査結果につきまして、資料3-1から資料3-4に基づき、九戸報道監からご説明を申し上げます。

九戸報道監： 報道監の九戸です。どうぞよろしくお願い致します。

それでは、各種調査結果につきましてご報告を致します。

まず一つ目は、資料3-1、周辺環境のモニタリング調査の結果でございます。まず水質モニタリング、こちらの方は不法投棄現場からの生活環境への影響を把握するために、平成13年度から現場周辺5地点、不法投棄現場内6地点の11箇所です定期的に水質モニタリングを年4回実施しております。

平成15年の10月22日に3回目の水質のモニタリングを実施致しましたので、結果をご報告致します。

テーブルが無くてご不便かと思いますが、図面で言いますと、図の1「周辺の表流水調査結果」これを見ながらお話を聞いて下さい。

今回から、汚染拡散防止対策に伴います、生活環境への影響についても把握しますために、表流水のモニタリング地点をこれまでの5地点から12地点に

増やして調査致しました。ア - 16 から 22 の 7 地点をプラスしております。その結果、全ての地点で環境基準値以下という結果が出ております。

また、ダイオキシン類につきましても、全ての地点で環境基準値以下となっております。地図の左上です。四角の角の所にあります。ア - 15 の沢水につきましては、表流水を採水できませんでしたので、こちらの方は欠測、測定が不可能でありました。この地点につきましても、前回は採水出来ませんでしたので、町と協議を致しまして、別地点からの採取を検討しております。

次が現場内の浸出水調査結果です。これは、図面の 2 枚目図 - 2 の水質モニタリング位置図を見ながら聞いて下さい。

現場内の浸出水につきましては、4 地点で調査を行っております。そのうち、図 - 2 の中央下、真ん中下くらいの所にあります。ア - 3 という堰堤のヒューム管の地点でございます。この地点では、ジクロロメタン、ベンゼン、ホウ素が排水基準を超えて検出されております。ジクロロメタンは、排水基準 0.2mg / 以下の所が 0.6mm とかなり大幅に超えております。ベンゼンも 0.1 の所を 0.37 と 3 倍以上に増えております。ホウ素も 10mg 排水基準の所を 14mg / と基準を超えておりました。

その他の地点では、一応排水基準値以下となっております。

また、ダイオキシン類につきましては、全ての地点で排水基準値以下となっております。

現場内の地下水です。先ほどの方は浸出水ですから、赤丸の方でございます。今度は地下水、白丸の方です。現場内の地下水につきましては、これまで 2 地点で調査を行いまして、地下水の水質汚濁に関わる環境基準と比較をしましたところ、2 地点全て環境基準値以下でございました。

また、ダイオキシン類につきましても、ダイオキシン類による水質の汚濁に関わる環境基準と比較致しまして、全ての地点で環境基準値以下でした。

そこで、今回白丸が増えております。モニタリングの項目及び地点の追加ということで、周辺表流水のモニタリングにつきましては、第 3 回、10 月の第 3 回から 7 地点を増やしていますが、地下水のモニタリングにつきましては、平成 15 年度の第 4 回以降、現場内 2 地点から 6 地点を増やします。現場内 4 地点、そして周辺 2 地点。ただ、周辺 1 地点は、これは地権者の方の了解が必要ですので、これは了解を得次第ということになりますが、調査を行うこととしております。図 - 1 の中では、ア - 23 と 24 が新たに加わる、ア - 23 は、現場のすぐ下にある白丸でございます。ア - 24 は、下の一番左側にある白丸。これが新たに加わった分。

図 - 2 の方では、丁度崖地形になっている所に 4 つア - 9、下に下がってア - 7、地形がぐっと詰まっている所ア - 10、そしてア - 8 と、この 4 つを付加

しております。白丸の部分です。

つづきまして、大気質のモニタリングにまいります。こちらは、図 - 3 をご参照ください。

不法投棄現場の廃棄物の撤去や汚染拡散防止工事を実施して参りますので、今後、車両が頻繁に出入りすることになります。工事等に伴う生活環境への影響を把握するために、大気質、騒音、振動のモニタリングを新たに実施することに致しまして、11月にまず第1回の調査を行っております。調査地点につきましては、図 - 3 が大気質、次のページ、図 - 4 が騒音、振動となっております。

第1回の調査の結果ですが、大気質の結果、まずは大気汚染物質の調査結果です。これは11月24日から30日まで実施を致しまして、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、どちらも平均値が環境基準以下になっておりますので、適合ということになっています。

大気汚染物質については、11月の24日から1週間、上郷地区において調査致しました。どちらも二酸化窒素、そして浮遊粒子物質についても環境基準を下回っております。

次が有害大気汚染物質の調査結果です。これは現場の敷地境界3箇所、図 - 3 ですね。A - 1、A - 1 B、A - 1 C という3箇所で調査をしております。11月25日に3地点において調査を行いました。ベンゼン等による大気の汚染に関わる環境基準と比較した場合、トリクロロエチレン、トラクロロエチレンについては、全ての地点において検出されず、ベンゼン及びジクロロメタンについては、全ての地点で検出はされましたが、環境基準を下回っております。

大気質につきましては、今年度内、15年度中に更に1回の調査を予定しております。

イが騒音振動調査結果です。これは、図 - 4 の地図の中に3箇所点がプロットされております。

測定地点は、上郷地区、関地区、田子地区の3箇所。11月19日に田子町の3箇所で測定を致しました。田子町は、騒音規制法に基づく環境基準の指定地域外ではありますが、参考として道路に面する地域の環境基準と比較した場合を載せております。田子地区で環境基準70デシベルを僅かに上回った数字が出ております。

今度は振動です。こちらもやはり11月19日に同じ地点で測定を行いました。やはり田子町は、振動規制法に基づく規制地域外でございます。参考として、道路交通振動の要請限度と比較をした場合を載せております。いずれの地点、及び時間帯、昼と夜の2回測っておりますが、どちらも第1種区域の限度値を下回っております。

その他でございますが、平成 16 年度からは、大気質及び騒音振動のモニタリングを年 4 回行うこととしております。

なお、水質の各地点での項目毎の詳細データがその後に 3 ページついてあります。

一番最後のページに第 3 回モニタリングから新たに追加した境沢県境ア - 21 のモニタリング結果で、電気伝導度及び塩化物イオンの結果が他の地点に比べて高い値を示したことから、データの確認を行いますために、別にまた調査を行いました。その結果、下の期間ですね、12 月 1 日、8 日、15 日、22 日、この期間を通じまして、10 月 22 日の第 3 回と同様に、同じ値を示しておりますので、境沢県境の電気伝導度、それから塩化物イオンは他の地点に比べまして高い傾向があるということが確認されております。

モニタリングの結果は以上でございます。

次が医療系廃棄物に関わる微生物学的検査結果についてです。

こちらは 10 月 14 日から 25 日までの間に実施致しました、廃棄物調査において現場の広い範囲に医療系廃棄物が確認されましたことから、住民の方々の不安を払拭するために、11 月 25 日に表記現場の浸出水中の細菌の検査を実施したところ、以下のような結果が出ました。資料 3 - 2 をご覧いただきたいと思えます。

これは、25 日に水を採取致しました。検体の採取場所は、不法投棄現場内の水質 A 地点と、B 地点。次のページに採取地が、丁度崖下の所になっております。ラグーンの手前の所になります。この 2 地点から採取しております。分析の機関は、県の環境生活部の機関でございます。青森県環境保健センターが分析をしました。その結果、細菌の培養による検査結果、赤痢菌、コレラ菌、腸管出血性大腸菌 157、腸チフス菌、どちらも陰性という結果が出ております。

また、ウィルス検査は、エイズウィルス、B 型肝炎ウィルス、C 型肝炎ウィルスを検査しておりますが、今まだ、最後、順次検査をしてまいりますので、一つだけ結果が出ていないのがございますが、エイズウィルス、C 型肝炎ウィルスとも陰性という結果が出ております。

次は、新水源地調査結果についてです。こちらは資料 3 - 3 を見ていただきます。

通称、和坂の沢と呼ばれている沢の浸透地点の沢水と、湧水地点、そして新しい水源地の沢水、あるいは湧水との連続性を把握するために調査を致しました。これは、田子町での実施計画案の住民説明会、10 月 21 日に実施致しました説明会におきまして、沢口さんだっと思いましたが、和坂の沢の沢水が水源地に流れているのではないかという意見が出されましたので、地面に浸透しているあたりの沢水と、湧水地点、それから新水源地の沢水との連続性があるか

どうかを把握するために、11月26日から12月10日までトレーサー試験、これは追跡の試験ですが、トレーサー試験というものと併せて、高密度電気探査も実施致しました。この時には、26日には、澤口さん宇藤さんはじめ、住民の方々、それから報道機関の方の立会いのもとに、塩水で周辺に影響の比較的小さいものと考えられる塩水を200リットル投入致しまして、その水を追跡致しました。

試験結果と致しましては、26日の1時45分にまずは立会いのもとに塩水を投入致しました。3時半には、湧水地点の下流で電気伝導度がピークになります。これは、流れて行って、そこに表記されたということになります。

28日の5時20分には、湧水地点については、電気伝導度がほぼ元に戻りました。これによりまして、塩水投入量の約26%が流れたということが分かります。

11月30日1時ころには、アメダス三戸で、大体3mm程度の降水量を観測しております。2時頃には、湧水地点下流で電気伝導度二つ目のピークが表れております。

12月6日になりますと、断続的に雨が降っております。7日6時には、電気伝導度がその雨の影響で少々上がっております。

12月10日の1時まで、その他、新水源地の水質の電気伝導度に変化がございませんでした。これは、言葉で聞いてもちょっと分からないかも知れません。グラフの赤い線がピークを示しているものを見ていただくと分かると思います。赤い線がピーク……、失礼致しました。上の線が通水地点で伝導度のピークというふうに書いてあります。これが塩水を投入した所です。そこから、30日の所まで行って、初めてもう一つのピーク、これは地中を潜って流れついた塩水がここに出ております。その後、上の方に、一番上にあるのが雨の量です。雨が降った印がこの上の所に3回ほど表れております。

最後の所で、もう一度雨の影響で電気伝導度、地中の物質が溶けてまた影響が出ております。ただ、一番下にほぼ真っ直ぐになった線が出てはいるのですが、これが新水源地の電気伝導度です。雨の影響もなく、電気伝導度の変化が無いということで、新水源地にこちらの沢から水が流れていないということが、トレーサー試験では証明されました。調査の期間の間、新水源地の電気伝導度には、塩水による変化はございませんでした。また、雨による影響も無かったということでございます。

この結果から、和坂の沢の浸透地点の沢水は、伏流して、また同じ沢の湧き水の所に出てくるという。隣りの方には、出ていないという、下流側に流れていているということが、一応、ここからは証明されております。

これだけでは、多分ご不信だと思います。新水源地の沢の方は、和坂の沢よ

りも低くなっておりますので、可能性として下に行くのではないかというご懸念があると思いましたので、次は高密度電気探査という調査を致しまして、その可能性をもう一度検証致しました。

図の2枚目でございます。丁度、和坂の沢と新水源地の間には、尾根がございます。ここの尾根を横断するような形で、高密度電気探査を実施致しました。5 m間隔で設置した電極から、大地に電流を流しまして、その電位を測定することによって、大地の非抵抗分布を測定するものでございます。

その結果ですが、沢の左岸側、左側にはローム層と推定されます、20 mの非抵抗部が連続し、右側にはそれが見られません。また、沢の左、左岸側には、岩盤と考えられる抵抗部がありますので、丁度この岩盤が盛り上がり、和坂の沢の水は新水源地側には行けないということが、この高密度電気探査結果からも読み取ること出来ました。

地質的不連続面とありますが、ここには地滑りの跡がございます。岩盤や地下水が左側で高まっていることから、構造的には地下水が左岸側へ流下しにくく、浸透地点から浸透した沢水は、新水源地の方には流下していないものというふうに考えられます。

和坂の沢の浸透地点の沢水と、下流の湧水地点の沢水には、連続性が認められましたけども、和坂の沢からの水は新水源地の湧水には連続性が認められなかったという結果が出ております。

最後が資料3 - 4です。こちら現場、南西部の沢に油膜が確認されているという情報が寄せられまして、情報提供者でございます、澤口さんも立会いのもとに、試料採取を行いました。場所は不法投棄現場南西部の採草地、草地の所の沢でございます。

次のページに地図がついております。

こちらは、油膜と疑われました水面の膜状の物質の確認のために、油分を分析する分析物質であります、四塩化炭素の抽出物質の分析を行いました。その結果、不検出、出てまいりませんでしたので、これは油分ではないということが確認されました。

(テーブル 1 B面)

3枚目に写真がございます。シデロカプサ、レプトスリックス、ガリオネラという3種類の鉄細菌が検出されました。鉄細菌は、繁殖に伴いまして、鉄を酸化して、水酸化第二鉄として蓄積していく性質がございます。この水酸化第二鉄は、淡黄色、淡い黄色から、黄色い褐色のコロイド状の物質になります。大きな粒子は沈殿致しますが、細かい粒子が凝集して水面に膜状になったもの

というふうに考えられます。油膜と油というふうに疑われました水面に膜状の物質は、鉄細菌由来によります水酸化第二鉄、赤錆ですね。その微粒子状のコロイド状物質が凝集して生成したものと考えられます。

最近まで実施をしておりました各種調査の結果についてご報告を致しました。

司 会： それでは、説明の最後になります。説明案件の（３）緊急連絡体制の整備につきましても、資料４に基づきまして、近藤副参事の方から説明を申し上げます。

近藤副参事： 近藤でございます。よろしくお願い致します。

それでは、資料４に従いまして、緊急連絡体制の整備についてご説明をさせていただきます。座らせていただきます。失礼します。

資料４の１に目的と記載しております。経緯も含めて書いてありますが、先ほど来ご説明致しました通り、環境省に実施計画を提出していたところでございますが、表面遮水及び排水工、それから仮設浄化プラント及び電力配電。これは、事前着手が認められまして、１２月中に入札執行し、一部着工したところでございます。これは先ほど資料１、２でご説明を申し上げました。

また、水処理施設の建設、それから廃棄物の撤去につきましては、環境省の同意後の着手となりますが、平成１５年度内に着手出来るように手続きを進めているところでございます。

これら原状回復作業を進めるにあたりまして、災害や事故を未然に防止すること、これがまず基本でございます。ただ、万が一の不測の事態に備えまして、緊急時における関係機関の連絡体制を整理して、情報収集、情報管理、それから被害の拡大防止対策、復旧対策、こういったことが迅速かつ適切に進められるように、この緊急連絡体制を整備、準備していくということでございます。

付け加えさせていただきますと、現場は青森・岩手両県に跨っております。従いまして、両県に共通となる根っことなるような機関、例えば、消防でありますとか、警察、労働基準監督署でありますとか、この現地の田子町、二戸市、そういった機関につきましては、両県共通でございますので、連絡調整の場を設けること。

それから、先ほども工事の際にご説明致しましたが、実際に工事にあたる両県の業者の方々の日常の安全確保、それから緊急時の相互連携のための連絡組織。そういったものの設置につきましては、岩手県と調整をして整備していきたいと考えております。

今のところが１の目的でございます。

２に特定支障除去事業の概要でございますが、これは先ほど来ご説明してお

ります、事前着手の部分は表面遮水排水工、それから仮設浄化プラント。今後、環境省の同意が出た後、廃棄物の撤去、浸出水の処理施設等々に進んでまいります。

平成 17 年度鉛直遮水工、いわゆる遮水壁、それから平成 19 年度から廃棄物の本格的な撤去というふうな流れとなってまいります。

3 でございますが、その際、想定される緊急事態、こういったものが考えられるのかといったものを列挙致しますと、一つは大雨、大地震、自然災害で現場から汚染が拡散する災害といったもの。

二つ目としまして、廃棄物を運搬する車両が事故により、例えば密閉されたものではございますが、横転、横倒しになるとか、そういったことで道路周辺に廃棄物が飛散するといった車両事故。それから、廃棄物の運搬車両による人身事故。それから現場内での労働災害。そういった緊急事態が想定されると考えられます。

そこで次のページでございますが、緊急連絡体制の整備の考え方でございます。自然災害ということになりますと、馬淵川の流域の関係機関、非常に多くあります。それからまた、車両事故ということになりますと、運行するルートに沿道の関係機関も加わってまいります。非常に関係機関が多岐に多くわたっております。体制の検討・調整が更に必要であります。

従いまして、先ほど資料 1、資料 2 でご説明致しましたが、今回の当面の事前着手工事に対応する暫定的な連絡体制をまず整備致しまして、今後の廃棄物撤去、それから工事の本格化に対応する緊急連絡体制を整備するという考え方でございます。

ちなみに、これは岩手県におきましても事前着手工事に対応する暫定の連絡体制を整備して、今後の本格的な撤去開始に併せて、連絡体制の組織、それから対応マニュアルを作成、これは青森県とも協調しながら体制を整えていくというふうなことを伺っております。

5 番目ですが、当面の事前着手工事に対応する緊急連絡体制がございます。これは先ほどの資料 1、2 の中で既にご覧になっているところでございますが、これは 12 月 19 日に関係機関によりまして打ち合わせ会議を開催させていただきました。その際、関係機関の方から、例えば、消防の方から一斉指令機能を持つ所にしてくれとか。あるいは、会議を開いた後に仮設浄化プラントの業者さんが決定したということもございまして、修正・追加の上、12 月 26 日に緊急連絡体制暫定ということで定めたものでございます。

それが次の 3 ページでございます。これが先ほどの資料 1、2 の中にございました、今の連絡の系統図でございます。

当面の事前着手分の緊急連絡体制としては、この系統で進めてまいりたいと

いうことでございます。

次に4ページでございます。じゃその後どうするのか？ということでございます。今後の廃棄物撤去、工事の本格化に対応する緊急連絡体制ということで、これはもう既に12月19日の会議の際に、関係機関の方には素案という形でお示しをしております。様々な緊急時に、連絡が必要というふうに考えられる機関が、どういった所があるだろうかといったことを私共の方で想定しました。労災、自然災害、車両事故等々が起きた場合に、どういうふうな機関に連絡する必要があるのだろうか、といったことをざっと掲げてみたものでございます。不足の所もあるかも知れません。まだ素案の段階でございますが、しかもこの表には、廃棄物の搬出ルート沿道の市町村といったものは、まだ含まれておりません。ただそれを含めていない段階でも、ご覧のように60以上の機関を超えております。

ですので、これのどういうふうな系統で連絡をしていけばいいのか、これを検討し、関係機関と相談をしている所でございます。意見を伺っている所でございます。

見ていただきますと、国でありますと河川国土事務所がございます。これは、馬淵川の河川管理者、あるいは道路管理者としての関係もでございます。それから労働基準監督署もでございます。市町村は地元田子町をはじめ、八戸地域の県境不法投棄問題対策協議会に入っている市町村。それから、それに加盟している農協・漁協・土地改良区の44団体等がございます。それから水道、警察、消防、それから県の関係機関もでございます。それから当然、岩手県側の関係機関もでございます。そういった関係機関が緊急時には連絡が必要なのではないかというふうに考えているところでございます。

そこで、5ページとしまして、これは自然災害の場合、こういうふうな系統で連絡をしていくことが考えられるのではないかとということで、室として作成している素案で、これを12月26日に関係機関の方にもお示しをして、今、意見をいただいております。

更にまた、今、協議調整をしているところでございます。非常にこれも段階が、何段階も踏んでおりますので、これをいかに連絡がスムーズに流れるようにするのか。これを考えなければならないというふうに思っております。

6ページが車両の事故の場合の連絡系統の素案でございます。これも今、関係機関と協議・調整中でございます。

今回は資料としてはここまで、暫定の連絡体制、それから関係機関と協議調整中の連絡体制をご説明、資料としてお配りしておりますが、当然、緊急時の対応マニュアルといったものも必要と考えております。例えば、風水害、地震など自然災害の場合とか、あるいは車両事故、労働災害の場合とか、それぞれ

想定される事態に応じまして、どういうふうに対応をして、どういうふうに行動、対応していくのかといった、いわゆるマニュアルを作っていかなければならないというふうを考えております。

県の内部におきましては、地震、台風などに備えまして、災害の初動体制マニュアルといったものが定められておりますので、概ねそれに順じた対応になることと思いますが、その他の関係機関におきましては、現に災害にどういうふうに対応することになっているのか。これをそれぞれ把握した上で、どういうふうな対応をお願いすることになるのか。そういったことを確認した上で、検討を進めていきたいと考えております。

これも、今、ご説明申し上げました連絡系統の検討と併せて、関係機関に対応マニュアルの案を示して、様々なご意見をいただきながら作成していきたいと考えております。本格工事になります 16 年度には整えたいと考えております。

説明としては以上でございます。

司 会： 以上、長々のご説明を申し上げ、また初めて見る資料などで、なかなかご理解が難しい部分もあったかと思いますが、これまで、今日これまでご説明を申し上げました事項に対してのご質問、あるいはご意見につきまして、質疑応答の時間に入らせていただきたいと思います。

ご意見等、ご質問があれば、恐縮でございますがお手を挙げまして、お名前をいただきながら、ご質問等をお願いします。

沢口さん： 今、司会の方からもお話があったのですが、これから益々技術的な所についての説明が多くなると思うのですが、前々から思っていたのですが、こういう資料というものは何日か前に手に入れることは出来ないわけですか。我々、百人委員会のメンバーはしょっちゅう出ていて飽きられている部分が大分あるのですが、それでもここに来て説明聞きながら追いついていくというのは結構大変なんですよ。だから住民説明会に田子の住民がなかなか来ないというのも、これが一因あるのです。ここに来て、パッと初めて来て時に、その説明について、何が何だかさっぱり訳が分からなかった、というのがまず大半なんですよ。ですから、皆さんも忙しいとは思いますが、出来ましたら、これから何日か前にでも良いのですが、配布していただければ、今回こういうのをやるのか、というふうに予め、勉強まではいかなくても、その方が、町民にもっともっと理解が得られるのではないかと私は思います。まずお願いします。

あと一つですが。仮設浄化プラントのことについて、村田さんでしたか。ちょっと説明してもらいたいのですが、もう少し素人向けに分かり易く、どう

いうふうなものなのかということ、大日向さん、出来ますか。

司 会： すいません。お名前いただけますか。

沢口さん： 失礼しました。沢口と申します。

大日向副参事： 実は、先ほどの仮設浄化プラントの図面というもの、まだ概要版でございまして、これから請負業者の方と、規模とかそういったもの、それから今の工程、こういったものをこれから詰めて、1月中にこれを詰めて、皆さんにまたお示し出来るのではないかと。これはあくまでも概要版として、大至急作ったものですので、今後また、正確なものが出来ればそれなりにお知らせしたいと考えております。

沢口さん： そういうことではなく、その仕組みですね。仕組みというか、こういう理屈とか、こんなもんなんだということ、どういうふうにして浄化するのか。

大日向副参事： 多分、同じ説明になると思うのですが、この仮設浄化プラントのやつで、いわゆる凝集沈殿槽という、ここに水そのものが物質、浮遊物質、ゴミとかそういうもの、色々入っています。そういったものをこの水槽でパックとか、そういった薬品を入れまして、フロックと言って、粒形のもの、固まりを大きくしまして、それを沈降させるわけです。そういうことによって、汚泥、ここにそういうものが全部沈降しますので、それをこの沈降したものを汚泥として取り除くと。そういうこと。さらにそこから砂ろ過、いわゆる砂の中を通しまして、それで浄化すると。前から言われているのですが、最終的には処理水槽にいて放流しますが、色々あって、炭とかそういったものも水槽の方に入れてみればどうかとか、色々言われていますので、そのへんも専門家の方も入れながら、ちょっと詰めてみたいと考えております。

ですから、基本的にはそういう浮遊物質を薬品を入れることによって、沈降させてしまう。それを汚泥として抜く。そういうことで、そういう濁水、浮遊物質を除去する。そういうことによって、SSだけではなく、B DとかC Dも自ずと下がる。そういうことになります。よろしいでしょうか。

沢口さん： 今おっしゃったことで、取り除かれる物質というのは、そのへんもまた一般に分かり易いように説明してもらいたいのですが、SSとか。

大日向副参事： SSというのは、いわゆる浮遊物質で、ゴミです。ゴミを沈降させると。

濁っているような、濁りのある、当然粒子があるわけですので、それらを凝縮して沈める。大きくして沈める。それは、汚泥として取り除いていく。泥とか、そういったものが入っていますので。そういうものを沈降させて、浄化していきますよということです。

沢口さん： 例えば、上の方で水の水質検査などをしていますが、その中にいわゆる有害物ですか、私でもさえも舌を噛みそうな名前が一杯ありますが、そういうのは、まず無理だということですか。その浄化に関しては。

大日向副参事： 基本的にはどれくらい落ちるといことは、簡易浄化のプラントですから出来ませんが、そういった物質も、そういったコロイド状になることによって、それに追従して落ちていくこととなります。ですから、現在こういう原水質と計画の水質がございますが、処理したことによってどれくらい落ちるのよ、というのは、これから稼働しながら、実際の試験をしながら、やってみるとこれだけ落ちますよというのを皆さんの方にお示し出来る、そういうこととなります。

沢口さん： 分かりました。

最後に放流する水質ですが、それはどういう基準というか、あれで放流するわけですか。

大日向副参事： これは、今までも実際、ラグーンの地下浸透していると言いますが、末端の部分で池の水質を調べていますので、それは環境基準、排水基準でも良いし、排水基準は当然クリアしていますし、今の段階では環境基準も十分クリアしているような状態になっていますので、いわゆるラグーンに処理した水は落ちていきますが、そういう形でいくと環境基準を十分クリア出来るのではないかと考えております。

沢口さん： 環境基準なわけですか。環境基準として、それ

大日向副参事： のところは、ですから、ラグーンのやつを調べていきますと、環境基準並みの水質になっておりますので、同じような形で十分対応出来るのではないかと考えております。

沢口さん： 何か、仮設をやる前にその試験的な形でやってみるわけですか。それとも、いきなり仮設で稼働し始めるわけですか。

大日向副参事： 仮設で稼働しながら試験していきます。

沢口さん： それから、この図面が分かりづらいのですが、この仮設浄化の所で処理する水というのは、この図面の中から糸井の沢の水というのは全然含まれていないわけですか。何と言ったらいいんですかね。倉の沢と言うんですか。

大日向副参事： 倉の沢といえばどれになる？

沢口さん： 現場をよく知っているはずの大日向さんが知らないんじゃない

大日向副参事： いわゆるこれでいきますと、例の真っ直ぐ落ちる沢がありますよね。その沢の水と、横に水路としていきますよね。浸出水として出てきている。それからこちらの方からも縦に浸出水として出てきている部分。これらのものをこの浄化プラントで一括処理すると。そのために 400 m<sup>3</sup>の日量の処理量のものをつけると、そういうことになっております。

沢口さん： だから、糸井の方に出る倉の沢というのは一切まずその対象には含まれていないわけですね。

大日向副参事： 倉の沢というのはどれに。

沢口さん： 境の沢ですか。

大日向副参事： 境沢、境沢の方は、うちの方は現在モニタリングで調べていきますよと。モニタリングで実際、若干電気伝導度そのものは高いですよ、という話。それについては、表流水として、うちの方はモニタリングしながらやっていきますよということです。境沢については。

沢口さん： じゃ、浄化というのは考えていないのですか。その境沢については。

大日向副参事： それについては、岩手県の方にもお願いして、結果的にそういう地下水が影響するんだというものを、今調査しているという、3月まで調査すると言っているわけですから、その調査結果によっては、彼らの方にもそういう何らかの措置をしていただく。そういうことになろうかと思えます。

沢口さん： あそこは岩手側になるんですか。

大日向副参事： 出てくる直前が岩手県側になりますので。下の方にきて、青森と岩手の境を歩いていくような形。

沢口さん： ただ、出るのは青森の方ですよ。

大日向副参事： そうということです。ですから、我々が言っているのは、ちゃんと調査して、間違いなく水に影響しないような対策をして下さいよ、というお願いをしているわけです。

我々が北側と呼んで、対策してくださいよと言っている沢になるわけです。それが境況です。

沢口さん： ちょっと心配なのは、岩手の方でもし何もしなければ、またどういうふうな形で私達は予防していったら良いのかなと思って聞いていたのですが。

大日向副参事： ですから、これは今、岩手さんの方でも、間違いなく調査して、調査結果が出たら、それらについてはお知らせしますということで、連絡し合っておりますので、その結果が出てから、万が一何かをしなければいけないのであれば、当然、我々の方からも岩手県の方に申し入れますし、皆さんのお力もお借りする場合も出てくるかも分かりません。

沢口さん： 分かりました。まだありますが、他の人もいるでしょうから。

司 会： どうぞ。後ろのかた。

畠山さん： 畠山と言います。大変ご苦労さんです。

この説明を聞いておまして、ちょっと疑問点がありましたので、質問致します。と申しますのは、表面遮水工、それをずっときて、雨水導水路工というのがあります。それは雨水導水路工は、仮設浄化プラントの所でこれは止まっていますね、この図面を見てもみますと。そうすると、ここで水が一杯集まって、この柵は熊原川に出ないで、沢に出すという意味なのですか。

もう一つ。相当雨が降ると水が出ると思うのです。300 の側溝で間に合うのか、台風もあると思いますから、そういう時、最大どれくらいの雨量を計算した導水路工なのか。この放流先はどこで止まっている意味なのか。この図面を見れば、仮設浄化プラントの上で止まっています。まずこれが一点。

それからマットのことですが、このマットの中に雑草が生えると思いますので、マットに除草剤がついていると私は思うのですが、どうなっているのか。

それからさっき、報道監の説明の中で、基準値を超えたものが何点かありましたね。基準値を超えていると、これは何が原因で超えているのか。超えていても、放水しても大丈夫なのか。

一番心配なのは、あそこは風が強いから、マットが飛ばないように方法で説明になっておりますが、これで大丈夫なのかなという心配もありますので、そのへん手短かに説明をお願いします。

大日向副参事： 一点目の雨水の導水路工が仮設浄化プラントに入らないで、何故上流で止まっているのか。これは、浸出水について仮設

畠山さん： 違いますよ、私が言っているのはその質問ではありません。ここで流れている側溝、雨水導水路工があるでしょう。この雨水導水路工は、仮設プラントの上で止まっていると。入れるとか入れないの問題じゃないんですよ。

大日向副参事： ですから、

畠山さん： それを何処に流すと聞いているんですよ。

大日向副参事： ですから、説明を聞いていただけませんか。

畠山さん： 聞きますよ。

大日向副参事： この雨水導水路工というのは、表面遮水工事のシートの上に降った水を、雨水ですので集めて流すわけです。それで、仮設浄化プラントというのは、あくまでも浸出水を処理するためのプラントでございます。ですから、二本立てで処理していきますよということになります。ですから、雨水導水については、ここの池に入れたものは当然そのままラグーンの方に流します。浸出水につきましては、仮設浄化プラントで処理して、ラグーンの方に流します。そういうことになります。よろしいでしょうか。

畠山さん： それだと、ちょっと危険じゃないですか。溢れるんですから、ラグーンに雨水の溜まった水を全部投げるという意味でしょう。あそこはダムみたいになっていますよ。どれ位の量が出る計算でやっているのですか。もし台風が出て、去年もあそこの、ラグーンの方が決壊するような状態になっている所もあるん

ですよ。様々、水が増えていけば。それを、表面水を全部後から入れるという設計でしょう。あのラグーンの中に。相当の量がラグーンの中に水量が入ると思うのです。それで大丈夫なのかと。私の言いたいのは、ここに入れなくて、この雨水導水路工をずっと熊原川までもってきてやるべきだと。これを提案したいのですが。

大日向副参事： 今の状態では、ラグーンに入れて大丈夫です。ですから、ラグーンそのものも今年中に、雨水調整池、並びに浸出水の池も発注するわけです。ですから、そういった意味では、今のラグーンで、今までの水は十分対応しております。

表面の遮水シートの下に雑草の件でございますが、雑草が入らないように、そのためにそちらにありますように、保護マットというものを入れるわけです。そういうことによりまして、陽が入りませんので、雑草は生えてこない。そういうことになります。

風によって、マットがめくれるなり、飛ぶなりするのではないかと。これにつきましては、先ほどもご説明しておりますが、ロープを3mメッシュでロープをかけます、表面に。なおかつ、斜面の末端部には、間伐材によりまして固定してまいります。そういう話。

その他になおかつ今まで麻袋では、豊島の場合もマットがめくれるという、麻袋そのものとのこすれ合いでめくれる恐れがありますので、それは、我々の方としては間伐材を置くことによって止めていこう。そういう固定方法を現在考えているわけです。

畠山さん： また質問します。どれくらいの雨量で計算しているのですか。ラグーンは放流していませんよ。浸透で流れているんですよ。浸透で流れているんですよ。浸透している段階で、今この表面遮水工の水が入って大丈夫なのかということをお聞きしているんです。詳細な計算方法を出してください。

大日向副参事： それにつきましては今日持ってきておりませんので、後でお示し致します。よろしいでしょうか。

畠山さん： もう一回聞きますよ。ラグーンの水は、今溜まっている水はどうしてあれ以上越えないかということをお聞きしたいのですが、何処に行っているのか分かりますか。ラグーンの水が。

大日向副参事： それは、前の住民説明会でも説明しておりますが、現在、ラグーンの部

分の調査をしておりますよと。この結果が出れば皆さんにお知らせしますよ、  
と言っているわけです。ですから、ラグーンの調査のものが出た時点において、  
畠山さんの方にもお示し出来ると思っております。

畠山さん： それは取り越し苦労かも知れませんが、あのラグーンは浸透でいっているん  
ですよ。それに、更に雨水の水を入れて私は大丈夫なのかと。あの池が決壊し  
たならば大変なことになるのではないかと。それを心配して言っているわけです  
から。

大日向副参事： そのへんについては、後でうちの方で計算したものをお出ししますので、  
それでよろしいでしょうか。

畠山さん： よろしいって、認めざるを得ないんじゃないですか。  
分かりました。そのへんよろしくお願いします。

山田副参事： もう一点よろしいですか。もう一点、多分ヒューム管の所ですよ。排水  
基準を超えているというやつ。これはそれで大丈夫なのかという話ですよ。こ  
れは、現在の所、ラグーンの所で水質を測っています。ラグーンが一番端で  
は基準を満たしていると。それはおそらく、ラグーンのろ過作用といいますか、  
そういうものに、そういう形で水質がある程度良くなっていることだと思うの  
ですが、これはやはり、これから仮設の浄化施設なり、本格的な浄化、水処理  
施設で確実に処理していくということになってきます。

司 会： よろしいですか。  
つづいての方。前から2番目の方。

山本さん： 山本と申します。先ほどの質問に関連するのですが、現場内の浸出水の調査  
結果で基準を超えているものについてですが、この由来についての考察。どう  
いうものからこういうものが出ているのか。

それと、先ほどラグーンの所では、基準以下に落ちているんだというお話で  
したが、そうしますと、蓄積しているという可能性が非常に高いわけです。そ  
の処理についてどう考えていらっしゃるのか。あるいは、これがずっと放流さ  
れているわけですから、生物について、これらは蓄積していく可能性がないの  
かどうか。この項目についてですが、これが、例えば、健康についてどの様な  
懸念が心配される物質なのか。これをお伺いしたいです。

それから、現場の方で運搬の方のルート、台数等々がまだお決まりになっていないというふうなお話でしたが、これは施工計画に乗っ取って、業者からの提出によって決めるおつもりでいらっしゃるのか。何故決まっていないのか、そのへんお願いします。

大日向副参事： それでは工事の方の、いわゆる施工計画の段階で決まっていないのか。

これは、再三申し上げているとおり、残土処理、土が出ます。これらにつきまして、分析しないとイケません。そういった分析によりまして、例えば、基準を超えている。そうなるとう産業廃棄物として何処かで処理しなければいけなくなりますし、または全然問題ないとなると、再利用の土砂として使えます。

ですから、それらを分析しないと、はっきりまだ分からない部分もあります。ですから、一時仮置きして、調査して、これは処分しなければいけないですよとなれば、それなりの許可、例えば特管であれば特管の持っている所。普通産廃であれば普通の産廃でやれる所。そういった所を選ばなければならぬわけです。そういった意味で、ポリウムもそうなんですが、結果的にそういった分析をしないと分からないですよ、という部分がございます。

ですから、取り敢えず一時仮置きして、シートを掛けるか何かしておいて、分析して、それから判断せざるを得ない。そういうことでまだ決まっていないということがございますので、よろしいでしょうか。

山本さん： ルートにつきましては、3ルートの検討しているということでしたが、その3ルートのいずれかになるということですね。

大日向副参事： ルートについては、当然、八戸に行くにしても青森に行くにしても、上郷を通過して、両方に分かれていく道路。それから岩手さんの方に行くルート。これしかありませんので、どれかになるということになります。

山本さん： であれば、特管であればこのルート、普通の土砂であればこのルートというふうなくらいのルート分け、あるいは搬出についてのコメントなりというのはあって良いはずだと思いますが。

大日向副参事： それは、まだ、実は特管の業者につきましても、結果的には前から皆さんにも言われていますが、入札ということで、最低価格の所に行くわけですので、ここの業者ですよ、ここですよという、ここの処理施設ですよというのは、ちょっとまだ出せないことになります。ですから、少なくとも、青森なり、八戸のルート、それらのもので今判断をしていくしかないと考えております。

山田副参事： 現場内での基準を超えている科学物質の由来とか、それからのその毒性ですね。その話ですが、まず一つはジクロロメタン。これはテトラクロロエチレンとか、クリーニングの洗浄剤、そういうものが変化した形でジクロロメタンになります。この障害としましては、テトラクロロエチレンそのものと、肝機能障害とか、神経性の障害を起こしますが、ジクロロメタン自体は、昔は麻酔剤にも使われたという話で、比較的、肝機能障害とかについては、障害が少ないと言われています。

ベンゼンですが、この由来は、あの現場の場合はよく分からないのですが、考えられるのは、廃油といいますか、ガソリンなどに入っています。あと考えられるのは、農薬などにはベンゼンが入っています。この身体の障害ですが、ひどい場合には、血液障害、肝機能障害というものが考えられます。

ホウ素ですが、この由来は、多分、ホウ素というのはガラスなどに入っていますので、あの現場の場合は、多少RDE様物、あれにはガラス片などが入っていますので、そういうことなのか、ちょっと自信はないのですが、考えられるのはそのへんかなという感じですね。

ホウ素の身体障害といいますか、これについて今手元に資料がないものから、後でまた。

山本さん： 先ほど、処理施設に関することでもお話になりましたが、パックという、水道施設でもよく使われているような凝集沈殿剤だと思うのですが、これにつきましては、今言った3項目ありますが、これはきちんと補足できるのかどうなのかということについて、クボタの村田さん、一言コメントいただきたいのと、もう一つは、こういうふうな実際に現場で対応するような試験関係というのは、現地に試験室を置くつもりがあるのか、無いかの。そのへんを、我々としてはきちんと置いてもらって、現地できちんと確認してもらいたい。そういう要望ですが、如何でしょうか。

大日向副参事： これにつきましては、先ほども中で説明しておりますが、pH計とかSSとか、そういうもので常時観測しますよと。後は、月に公定法で調べていきますよと。いわゆる、処理した水質を調べてまいりますので、そういった意味で、それは試験室を使わなくても、pH計とかSS計のものと、公定法なりで水質検査したものを、関連といいますか、そういった、これくらいであればpH計でこれだけの値が出れば、これくらいの公定法でも十分対応出来ますよとか。そういった判断をしますよと、そういった形で、pH計とかSS、そういったものを使っていくわけです。ですから、簡易浄化のそのものには、試験

室そのものはありませんけども、そういった水質で調べていくということになります。

山本さん： 申し訳ありませんでした。現場での土砂ですね。これが要は安全かどうかに関わる試験について、これは現地できちんとやって欲しいという意味です。水質処理に関しては、これらの物質がパックでもって、これは補足できるのかどうか、これはクボタの方に聞きたいということです。現場での土壌についての検査は、何処でやるかまだ説明になっていませんが、現地できちんとやって欲しいという要望です。これはまた別問題ですね。

大日向副参事： 村田さん、パックで色んな物質を取るというのは、どうなんでしょう？

クボタ・寺尾さん： クボタの寺尾と申します。よろしく申し上げます。

ジクロロメタンとか、ベンゼンとかについて、凝集沈殿処理ではこういうVOCといわれる揮発性物質に対しては、VOC、凝集沈殿では対応することは余り出来ないと思います。しかし、一連の処理の中で、幾らか低減することは可能だと思います。

パックによる凝集沈殿によりまして、ホウ素は幾らか除去する効果があると思います。どれくらい効果があるかというのは、実験によりましてとか、分析によりまして確認していきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

山本さん： 今のお話では、補足出来ないということです。ラグーンの所では、これは幾らか薄まって今の所は検知出来ないということなんでしょうけども、パックでは補足出来ないということを今明言されました。これについてもきっちりと対応をお願いします。

大日向副参事： 今、浸出水についての関係で、入ってくる水、水質分析、それと実際仮設浄化プラントをやった時の水質、これらを調べてみれば自ずと分かってくると思いますし、もし今、山本さんがおっしゃった通り、物凄い高い値が出ているのだと。そうなると、完全にそういったものを補足するものが必要ではないかと。まさしくその通りだと思います。ですから、それにつきましては、原水質、今、簡易浄化プラントでやるものの水質。それらのものも一緒に調べてみて、それからお答え致します。

ですから、もし本当に危険な値になっているんだと、そうなるとそれなりのものを考えていかざるを得ないでしょうし、そうなると、当然活性炭吸着とか、

炭とか、そういうものも出てくるでしょうし、そのへんは専門家の方とも話をしなければいけないと思います。

ただ、今出てきている浸出水の原水を見ていっても、極端に、先ほど言いましたベンゼンとかそういうものは、先ほど言いました堰堤の部分のヒューム管の部分でございまして、下の方ではそれほど高い値は出ていませんので、それらについても調べた段階でお知らせします。

よろしいでしょうか。

山本さん：（発言の音がマイクに届いていなかったので、聞き取れませんでした。）

大日向副参事：ただ、前の住民説明会でも、こういう池の部分の底質の汚泥について、分析していますよという話をしましたよね。そのへんはお聞きになっていますよね。それで、一番上流側の池の部分で、若干重金属の鉛が高いですよというお話はしています。その他の物質については、今のところ基準値以下ですよというお話はしています。

ただ、今の山本さんのお話で、生物はどうかというのは、今後、専門家の先生と相談して、これから調査しますよということにしておりますので、そのへんも分かり次第お知らせできるかと思います。

よろしく願います。

司 会： それでは真ん中の方。後ろの方。

山本さん： 私も山本と申します。私は農業をやっています。一つ、先ほどの話に関連してお伺いします。

毒性があるということで、確かに毒性、その毒性は水で飲んだ場合と、私は農業ですから、作物に対して、作物が根から吸収しての影響があるのか。それからもう一つ、空気で汚染されて、人体に影響があるのか。そういうふうな、どの様な形で人体に影響があるのか。それを、私は全然そういう化学的なことは幼稚ですから、そこをお聞きしたいと思います。

よろしく願います。

山田副参事： 私も急に聞かれて、即座に答えられないのですが。一般的な塩素系の化合物、テトラクロロエチレンとか、こういうものは高濃度の蒸気、これを吸うことによって皮膚の障害をおこしたり、神経障害をおこすといわれています。それが水に溶けた形で、作物とか植物にどういう影響を及ぼすのか、これはすぐにお答え出来ないの、また調べてお答えします。

山本さん： 補足をお願いしたいと思います。

まず、農家とすれば、一番それが大きい関心があるところです。まず、水を飲んで影響があるというのは直接分かることですが、農家は作物を作っているわけですから、根からの害があるのか、空気で汚染されて影響があるのか、それを是非共、この次の機会にお願いしたいと思います。

県 側： そのへんは調べてお答えします。

司 会： 挙手の順番でいきますと、そちらになります。

江藤さん： 江藤と申します。三つほどお願いします。

一番目、最初のご挨拶で知事さんが安全で、しかも私らばかりではなく、熊原川から馬淵川の流域、さらに八戸まで入ると思いますが、二十何万人いるわけですが、その人達の安心のために出来るだけ早く処置をしたい、というようなご挨拶がありました。今までのお話で、安全確認というのは、一応、お手本があるわけですね。豊島、豊島の方、直島の方で動いていますから。ですから、少なくともあそこでやっている安全な処置は、是非共ここでもやっていただきたい、というのが一つです。

ところが、問題になりますのが、今も何回もこちらからも申し上げましたが、あその廃棄物は、何が出るか分からないと皆さん、県の方でもおっしゃっているように、何が入っているか分からないわけです。ですから、今の状態で仕事を進めていただくと、知事さんのおっしゃる私らに安心出来る時期が何時頃になるのか。私の考えですと、あそこから廃棄物を全部取り除いてしまわないと、私らの方では安心出来ないのではないかと、という心配があるわけです。まずその点を一つご回答お願い致します。

どなたも出来なかったから、室長さんお願いします。知事さんの代わりなのですか。

大日向副参事： 安全処置をやって欲しいということでお答えします。

汚染拡散防止対策工事そのものは、結果的に水処理施設と遮水壁をまわすことによって、地下水の汚染が拡散していかないためにやるわけです。ですから、実際、ゴミを片付ける前に水処理施設と遮水壁を設置しなければならない。

江藤さん： そこは分かりますよ。

大日向副参事： ですから、結果的に遮水壁そのものが出来た時点では、私は取り敢えず安全だと。ただし、それを更に進めて、結果的には、最終的に全量撤去することによって、安全が確保されるということになります。

江藤さん： そこまでは分かります。ただ、今までの話でも、もう既にあそこから有害物質が一杯出ているんですよ。さっきのご意見の中にもありましたが、地面の中の何処かに溜まっている可能性もあるのではないかと、というご意見も出ました。そういったのは、どうやって処理するのですか。何時かは出てくるでしょう、川の方へ。

大日向副参事： ですから、それについては、先ほどからお示ししている通り、結果的に今、ボーリングしながら地下水の調査とか、そういうものを全部やっているわけです。それによって、地下水が汚染されている、汚染されていないというものを見ているわけです。なおかつ、表流水についても調べているわけです。そういうことによって、安全を確認しているということになります。

江藤さん： ご説明は分かりますけども。けども、危険な物質が確かに拡散してきたわけです、もう何十年もかかっていますから。しかも、何処を通過して下がっているか、何処に滞留しているかなんて、ちょっと調べようがないんじゃないですか。そういうことまで考えれば、私らの沿線住民で、川の流域の住民が、本当に安心出来るというのは、今のところ可能性がないような気がするのです。絶対大丈夫だとおっしゃれますか。

大日向副参事： 今の調査の中では、地下水調査を見ていく段階では、今のところ不法投棄現場内に留まっているという考え方をとっております。

江藤さん： 県の考え方なんですよね。水掛け論になりますから、二点目にいきます。二番目です。

私の考えでは、ゴミが問題になるのは、ゴミが有害物質を持っているからだと思うのです。ですから、一番先にゴミの持っている有害物を無害にしたらどうですか。前にも申し上げたことがあります。水処理施設に出来れば薬品は使わないで欲しいと。薬品というのは、どう組み合わせるとどんな物になるか分からないわけです。現に私は、ニンニクの芽止めの薬は大丈夫だから使え、使えと言われていたのが、去年突然、一昨年ですね。もう使うなど。薬品というのは、そういう性質があるんです。ですから、あそこにある、入っている、どんな物が入っているか分からない物質が一杯入っているはずですから、それ

が水処理施設で薬を入れたために、特別な反応が起きるかもしれないじゃないですか。

ですから、私らの方は、今はもう微生物資材を使った処理方法も出ているのだから、県の方でも検討して欲しいと。私だけではなくて、何人かの人から話が出ていたのです。検討しましたか？

山田副参事： 水処理に化学薬品を使うなという話ですが、これについては水処理した後、その処理した水をちゃんと検査しますので、それによって、薬品を使ったことよって、何か変なものになっていないかと。そういうのはちゃんと検査します。

微生物の話があります。これは実際、現場でやっています。EM菌ですね。これを使って、場所は中間処理施設の横に、水を溜めている所があります。6つの桝。あそこで今やっています。EM菌で。その結果は、1月中に出る予定です。

江藤さん： 何を使っているのですか。微生物は。

県側： EM菌です。是非、EM菌をやってみたいということがありまして、やってもらっています。

江藤さん： 現にもう、千葉県の君津市ですね。あそこで地下水が汚染されたのを処理しているんですよ。金が掛からないんですよ、あれの方が。最初、調査したら2億円掛かるといったのが、実際には4千万円ですんだというんです。微生物を使った方が安く済むはずですよ。今、皆さんが計画しているのは、水の仮処理ですか、これにもう1億幾らかかるでしょう。1年使ってあとは本格的な水処理施設を使う。新聞で見ましたが、二十何億かかると。そういう計画なのですが、物凄い額になるんですね、処理するだけで。

ところが、今言ったように、君津メソッドでいうと、2億円かかる予定だったのが4千万で済んでいるんです。もっともあれは、地面の中にある微生物を活性化して使いましたから、期間が長くかかるとか、効果が出難いという面があるようですが、最近、白色腐朽菌というのが出ているのです。これはもう全ての有害物質を分解する力があるというのは、もう外国では使い出していますし、アメリカでも使っています。日本でもこの間、環境庁でそれを取り上げましたよ。

そんな面を調べてみたのかとか。調べた上で駄目だから、今の水処理施設を1億幾らかけた後に、また二十何億かけるというやり方を採用したのかどうか、

ということなんです。大変な金がかかるんでしょう。もっと安く済んで、しかも安全だったらそっちを作るのが本当ではないのですか。

山田副参事： おっしゃる通り、そういう微生物使って安く処理出来るものであればということで、そういう形でやってみたいという人もいましたので、今やっています。

それから、その前にも、何とかクロムスク菌とかいう菌ですね。

江藤さん： 白色腐朽菌と言います。

山田副参事： やってみたいという人もいました。ただ、現場に来て、実際に水なりを見てみて、ちょっと無理かな？という話はしていました。そういう話もありました。

ですから、もしそういうEM菌なりで、ある程度図れるものであれば、前処理としてそういうものはして、その上で更に完璧に水処理をしていきたいと思っております。

江藤さん： そのEMのことになりますが、今、EM菌は1合の原液が1リットルで2千円です。それをあそこの67万 $\text{m}^3$ に使って、どれくらいかかると思いますか。実験していると言いましたが、どういう実験の仕方になりますか。

山田副参事： 実験したのは、中間処理施設、堆肥置場がありますよね。堆肥を作っていた場所ですね。あの横に処理水槽、確か6つに分かれた所がありますね。あそここの所でやっているんです。あそこに業者と言いますか、そういう方がきまして、蒔いて行って、それで今月中に検査してみるということになっています。

江藤さん： 今月中には結果を出すということですね。

そうしますと、それがさっき申し上げましたように、安くて安全に出来るという可能性があれば、そちらの方に転換して頂けるわけですね。

山田副参事： 転換と言いますか、それも併せてある程度それで無害化を図って、さらに水処理をしていくということは必要だと思います。それだけで出来るかどうかというのは分からないですから。多分、そのEM菌といえども、処理出来ない物質もあるでしょうし、そういう意味では、やはり結果を見て考えたいと思っております。

江藤さん： 是非お願いしたいと思います。

それで有害物質が全て無害化されれば、私らは安心して農業をやるに良いのです。ということになりますから、是非、お願いしたいと思います。

山田副参事： それにこしたはないと思います。

江藤さん： 最後にもう一つ、三つ目です。

特別措置法案の国の環境庁の基本計画。あの中に

(テープ 2 A面)

ところが、うちの場合は、この様な点を何もまだ話し合いも何も無いです。豊島の例で言いますと、あそこは県と和解した後、県知事が謝罪した後、共創という考え方を出していますね。共に創る。ですから、豊島の方はまだ撤去中ですから、共創のところまでいっていないですが、直島の方はもうエコプランが、直島エコプランが出来ているのです。着々と整備されているのです。

ところが、青森県の場合は、私らと、あそこを終わった後どうするかという話はまだ全然していませんし、さっきも申し上げましたように、前にお願いしていた微生物を調べて下さいと言ったのも、私らの方には何も教えてもらえなかったわけです。そういったような、いわゆる豊島の例で言う共創という考え方は、青森県ではやらないのかどうかということですね。それを是非、お聞かせ願いたいと思います。

三浦室長： 私の方から申し上げます。

基本的な考え方ということですが、先ほどいろいろお話がありました、今のご質問の前にお話の中で、県として現時点で考えられる安全・安心のための工法と言いますか、技術的な工法については、現時点で考えられるものについては今、一生懸命やっているつもりであります。ただ、これからの過程で、それこそ何が起きるか分からない部分は確かにあるかと思えます。それはその時点でまた、早目早目に手を打つということは、これは絶対必要なことであると思えます。

ですから、現在の工事、今はまだ2種類しか、これから立ち上げるわけですが、これから色々な工事が始まっていくわけですが、その都度、色々な面で検証しながら、安全・安心ということについて、これは基本的な考え方になりますので、徹底していきたいと思っております。

今のお話であります、共創というお話、これは当然、今日のこの場もその

一環になっていると私自身は思っているわけですが、意見交換して、色んなご提案なり要望なり、県として取り入れられる部分については、一生懸命やっていきたいと思っておりますし、再生ということも、当然これはこれから一緒になって考えていかなければならない問題だと思います。

まずは、この廃棄物の撤去、あるいはその前段の色んな工事ということに我々は今、神経が一番そこに注がれているわけですので、再生の部分については、今はそういう協議会も作っておりますし、そこで県と勿論田子町、住民の皆さん、専門家の意見も交えながら将来のあるべき姿、そういったものも含めて、ご相談していければと。これは県が決めることではなくて、やはり地元の方が中心になって考えていっていただく、そして県がお手伝い出来る所はお手伝いしていくということが、やはり一番必要になるかと思っておりますので、地元が一番望む部分を県がお手伝いしていければと考えております。

江藤さん： 是非お願いしたいと思えます。

もう一つは、さっき申し上げました、安心・安全のために有害物質を出来るだけ早く無害化する方法をもっと真剣に考えていただきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

三浦室長： EM菌とかの話が出まして、実験している過程であります、実験しているということをお伝えしていなかったのかもしれませんが。これは申し訳ないと思っております。先ほど知事が、情報公開を徹底してというお話がありましたが、その部分、これから気を付けながら、今何をやっている、かにをやっているというようなことは、逐次、町を通してでも現地事務所もありますが、広く今やっている部分についてお知らせしていきたいと。これは何についても、あらゆる部分についてそういう姿勢で臨んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思えます。

司 会： それでは、奥の方、一番最初に手を挙げた方ですね。

上平さん： 上平です。11月だったか12月に隣接境界の確認でいって、境界を確認したんですよ。分かるでしょう。その時、源新さんの方が私の土地まで入っていると。私の土地を使って池がある。私が聞きたいのは、源新さんだけの土地を今ゴミ処分するのか、減新さんが使った私の土地まで処分してくれるのか。そこらへんを聞きたいんですけども。

大日向副参事： 丁度、北側の所ですよ。今、中間処理場とか、小さい小屋がある辺り

の話でしたよね。

上平さん： 入り口から入れば、突き当たりというか。

大日向副参事： 突き当たりの方ですよ。あれについては、今、池になった部分とか、そういうのも全部撤去致しますので、そういうことで、確かにあの池なんかも入っていますし、当然生成しますので、その時には一緒にゴミも当然撤去します。よろしいでしょうか。

上平さん： よろしく願います。

司 会： すいません、待たせました。中村さん。

中村さん： すいません。県の皆様、大変ご苦労様です。今日は特に、知事さんも見えて、ご挨拶をいただいたということは、一定の評価を出来るのではないかと考えております。それで、知事さんの冒頭のご挨拶の中で、実は風評被害についての対策を見た目で分かるようなものを2月にお示しをするという、こういうことを知事さんがご挨拶の中で申し上げられました。

これについては、百人委員会としても、かなり前から風評被害対策というものもを全面に打ち出しながら、県にその対策を求めてきました。そういう意味では、年頭にあってのお年玉として、手ぶらで来れないから、有額回答を持ってこられたのかな？と。そういうふうを受取ったわけではありますが、その中身について、手前共は豊島の漁業保障等を参考にしながら、金額についても不遜でありましたが、例えば、30億とか、50億という金額をもるべきだという、そういう要請をしてきているわけです。そのあたりについて、分かっている範囲といたしますか、今企画されているものについて、どの様な進捗状況にあるのか、お答えをいただければ。室長というと、決論になりますので、部長さんではなく、報道監からお答えをいただきます。

そうですか、はい。

近藤副参事： 先ほど知事が申し上げましたとおり、まさしく検討するよという指示を受けております。実際、様々制度的にクリアしなければならない問題、それから比較検討しなければならない問題があります。まだ、非常に整理しなければならないものが残っておりまして、ちょっとまだ私の方からは直接こういう形でというのをスバリお答えは出来ない状態です。

中村さん： 一つだけ、それについてお答えいただけるかどうか分かりませんが、基金として、制度としてもらえるという、そういう考え方でしょうか。

三浦室長： 今申し上げましたように、色んな方法があろうかと思えます。知事からは色んな、一つの案ではなく、色んな案と言いますが、考え方を作って欲しいと。それで最終的には知事が判断するというので、指示をされていますので、基金もありましょうし、その他色々な方法があろうかと思えます。そういう方法を総合的に勘案して、今の県の財政状況なども見ながら、出来るだけ皆さんのご意思にそぐうような形で考えていきたいと思えます。もう少し時間をいただければ。内容については、2月の中頃過ぎまでということで、今つめている最中ですので、もう少し時間をいただければと思っております。

今日はあまり具体的な話まで出来なくて、申し訳ございません。

中村さん： はい、分かりました。何分にも、10年間という長いスパンで迷惑を被る田子町の農業ということを考えれば、絶対風評被害が出てくると思えますし、更には人体への影響も懸念されるわけですので、それに対する対策というものを前段で準備をしながら、本体に移っていくという、そういう形にすべきだという。これは従前から百人委員会として要望、あるいは提案、提言をしてきているものでありますから、よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、具体的に仮設浄化プラントについての質問をさせていただきます。

先ほど、沢口さんの質問から始まって、浄化プラントについてやかましく論じられましたが、ただ一つ分からないのは、ユニットのイメージという写真があるのですが、そのイメージの段階で入札できるものですか。設計というものは、かなり想定される効果、そういうものを折り込んで、最低、これだけの施設を造ってくれという、そういうもので、予め設計がなされたものについて入札をされるものではないですか。そのあたりを一つお聞かせ下さい。

大日向副参事： 土木工事とかそういうものであれば、詳細設計とか、そういうものまでいきますが、こういう浄化プラントとか、そういうものにつきましては、色々メーカーが沢山ございます。

色んな技術が進歩してきておりますので、そういった意味では、県として性能発注という、こういう水質のもので、こういう日処理量をどうするのか、そういった発注仕様書を作りまして、それによって入札をしております。

ですから、そういう性能発注をしまして、例えば、日の処理量がこれくらいで、計画の水質をこれくらいにするとこういう形になりますよというのは、計算では若干出ていますが、そういったものについては、再度また計算し直して、

設計を発注した所がまたやるわけです。ですから、土木工事とかは違まして、詳細設計をやってから発注する形ではなく、性能、こういう水質にしてください、というお願いをして発注する工事なんです。そういうことでございます。

中村さん： 分かりました。ただ、説明を受けていると、曖昧もことした形の中で、1億2千万もの仮設を発注して良いものかどうか、そういう疑問は正直住民には残ったということでしたので、質問させていただきました。

もう一つ。キャッピング工事についてであります。この場所を緊急、第一緊急の場所と選んだのは、どういう理由からですか。

大日向副参事： 基本的には、遮水工、いわゆるシートの敷設については、全般的にやりましょうというのは、確かに原則でございます。これで、岩手県の方が先に全般的にシートを敷くという話をしています。うちの方は、前からもご説明している通り、谷地形とかそういう複雑な地形をしております。そういうことから、遮水シートを敷くためには、ある程度土地の造成工事をしなければなりません。そういった意味からいきますと、基本的に土を動かす。ゴミに影響しないように造成していくとなりますと、結果的に大規模にやるためには、汚染拡散防止の遮水壁が出来てからでないとは本格的に稼働できません。そういうことから、今出来る所から、平坦で造成工事、大まかな土工工事が伴わない場所から、随時遮水シートをかけていきましょうと。そういう考え方から始まったものでございます。以上です。

中村さん： 緊急の度合いというものの判断なわけですが、聞いているとやり易い場所を選んだというふうにも聞えなくはない。ただ、住民としては、いわゆる大池といわれている水が溜まっている部分、あそこは見るからに一番危険なものが、一番沈殿しているのではないかと。ですから、それはやはり国が認めた順位からいくと、緊急的なものから着手するという順序からいくと、むしろあそこを先に手をつけるべきではなかったかな、という疑問が残る。そういうことです。

大日向副参事： 中村さんの意見もごもっともです。ただし、前からもご説明していますが、今、中間処理場をやりますが、一時の仮置場、あそこも水溜まっています。それから、下の方に最終処分場としたゴムシートの所にも水が溜まっています。その下にも小さい池がございます。ですから、それらの部分を先に、いわゆるドライというか、乾かして、整地して、あの部分に我々は今、一時仮置場とか、そういうものを計画したいということで、あそこを先に生成して、あそこを一時仮置場とかそういうものをセットしたいですよということで、あそこから始

めようとしているわけです。

それと、現実問題として、中村さんがおっしゃる通り、中央池の部分、水が溜まっている、あれは危ないよと。これにつきましても、当然やらなければならないと思いますが、あれについても、水処理施設をやりながら、水処理施設が完成して、遮水壁にかかって、一番低い所からやりますから、遮水壁にかかった段階で、ある程度出来た段階で水を抜きたい。そういうことで考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

中村さん： 一応分かりました。

それから、緊急連絡体制、連絡網ですか、それについてであります、現場から、例えば関係機関へという系統図のようですが、住民のサイドから情報を入れるという、そういうルートはどの様に考えれば良いのですが。

更に、町まで来たものをそこで情報が止まるんですか。住民とその危険の情報とのやり取りはどのような形になるのですか。

近藤副参事： もし仮に、もし現場内のこともあるでしょうし、現場外のこともあると思います。もし仮に現場外において住民の方から、これは少しおかしいのではないの？といったことは、勿論情報としてご指摘なりをいただくのが、それも一つの体制だと思っております。そういう住民の方々が、いふなれば見ていると言いますか、監視しているといったことも、緊急連絡体制の一つだと思っております。

中村さん： それはどういう形で、町役場に、民生課に連絡をするという形をとるのですか。

近藤副参事： 役場ではなく、田子の事務所なり、それは私共の方にいただければと思いますが。

中村さん： 分かりました。

最後に、10月21日に説明会を開催してくれましたが、その後、説明会がなされないわけですが、11月17日に基本計画を出されたということですが、10月21日に説明されたものと、提出された基本計画の中には、差異がないのですか。何がどう、何か変わった部分というのはないのですか。

基本計画の中身について、21日に説明をされたものと、環境省に提出されたものとの差異はないのですか。同じものですか。

山田副参事： 確か、10月21日の時点で、その時点で医療系廃棄物の調査をしているということで、医療系廃棄物の調査結果によっては、いわゆる有害廃棄物、特管物ですね。その量が増える可能性はあるということで、確か説明したと思いますが。そういうことで、医療系の廃棄物が全面的に入っているということで、その医療系廃棄物の量をプラスした形で、全体の量は変わっていませんが、有害廃棄物としては増えているという形で環境省には出しています。

中村さん： 確かにそうですね。その増えた計画書等について、例えば、町役場とかに説明がなされているわけですか。

山田副参事： それは確か、現地事務所を通して説明していたと思いますが。

中村さん： 住民に対して最終計画書の中身がおりましたか。そういうものを確認していらっしゃるでしょうか。

山田総括副参事： 時間的な制約がありました関係で、県の方からうちの方に修正版もいただきまして、それは役場の方に確かにお出ししたと記憶してあるのですが。

中村さん： それであれば、それはそれで役場に説明をしたということでしょうから、でも少なくとも住民にちゃんと届いたかどうか、確認をしていただかないと、こういうことはそれぞれの思惑で動くと、結局は我々に伝わっていないわけですよ。結果としては、それは新聞で26万<sup>m</sup>が増えたんだと。合計で61万になったというのは、報道では知っていますが、資料としては私の方では知るよしもないという、こういうことになっているものですから、出来れば今日前段でその中身を説明していただいて、そして、何処と何処が合意を得たのか、何処と何処が何で国で同意するのをこだわっているのかという部分についても、住民は知りたいんですよね。だから、その分を併せて説明していただきたいと思います。

質問はここまでです。

三浦室長： 私の方から最後の部分、実施計画、国に出したものと10月21日に説明した部分、ちょっと違いが出てきているわけですが、それについては、徹底していなかった部分があったかもしれません。そのへんについては、これからそういうぬかりがないように、どんな方法が良いのか、住民の皆さんに直接お知らせするのが良いのか、町を通しての方が、行政機関のやり方としては良いのかな？という気もしますが。

同意の話については、どの部分がどうのこうのという事ではなくて、環境省が総務省と色んな協議をしているのが、まだ遅れているというようなことを環境省の方から聞いております。実施計画の中身がどうのこうのということではないようであります。特に青森県の分については、その様なことを環境省から聞いております。

中村さん： 32万6,333というふうに、最終的には私共が特管についての説明を受けていたと。それが新聞報道では28万4,615 m<sup>3</sup>増えたんだと。約倍になって、それはもともともっと多いでしょうと言ってきたのが住民、百人委員会が最初から言ってきたわけですので、増えたことは当然だという受け止め方ですが、それくらい大きな量が、正式に表面に出てきたのに、やはりそれは知らせなかったというのかな、気になるといえば気になることです。

県側： 実際問題、61万のやつも結果的に混入率からいきますと、1%未満なことは1%未満ですが、混在しているということで、RDFとか、そういうものにも混じっていますよということで、坪掘りした時に分かってきましたので、確かに61万という数字になってきています。ですから、特管物以外の、特管物そのものはV Cとか、そういうもので汚染されていまして、それはそれとしても、汚染されていない部分に医療系が入っていたということで、確かに28万増えてきております。おっしゃる通りです。説明が行き届かなかったのは誠に申し訳ないと思います。

司会： それでは最後ということで、そちらの後ろの方。

久慈さん： 久慈と申します。よろしく申し上げます。

今日、鎌田さんがお見えになっていないのですが、2ヵ月くらい前に鎌田さんが県庁内でお話になったと思うのですが、汚染度の少ない土壌については、洗浄して処理したい。そういう方法もあるということが新聞に載っていたのですが、これは県境の方々の皆さんの共通の意識ですか。ここからまずお聞きします。

山田副参事： 多分それは、環境審議会ですね。その席上で話した時かなと思いますが、あくまでも汚染土壌についても、これは廃棄物と一緒に、原則的には撤去しますということです。鎌田が言った主旨というのは、多分、再利用の話で皆さんの合意が得られれば、理解が得られれば再利用したいというところの話そういう形で再利用したいということを行ったのが、ちょっと強調されて出たのだ

と思います、報道に。あくまでも、これは知事も言っていますし、我々も常に言っていますが、廃棄物と汚染土壌は全量撤去が基本だということです。そのへん、ちょっと強調されたと思いますが。

久慈さん： 実際、これから作業が進んでくれば、こういう問題というものは沢山出てくると思うのです。その汚染度の少ないという抽象的なことで、ああいうことを堂々と発表されるということは、私達町民にとっては非常に不愉快だし、不安なわけです。何を考えてそういう発言が出るのかな？と。非常に町民と県庁との不信感というか、そういうものが醸成される発言だと思いますので、これからは、そういう町民を不安にさせるようなことは極力止めていただきたいと思いますし、県知事さんも、今日もお話になりましたが、県の方針としては全量撤去を基本としますよと。はっきりおっしゃっているわけですから、聞き様によれば、あの鎌田さんの発言というのは、県知事の発言を否定しているようにも聞えるんですよ。だから、そのへんのところを十分注意をしていただいて、あくまでも全量撤去だよということを確認していただきたいと思います。お願いです。

山田副参事： それは当然、全量撤去ということで。

また弁解がましいんですが、確かあの時の話の流れの中で、環境審議会の先生から、再利用するというような例外の言葉が載っていたので、これはどういうことなんだという説明を求められた時に、そういう説明をしたと思うんですよ。積極的に鎌田の方から言ったわけではなくて、全量撤去が基本だけでも、例外として皆さんの同意を得られれば再利用するということがあるけども、これはどういう意味なんだと。その説明を求められた時の発言だったと思います。そういう意味で、誤解、全体の流れを、審議会の流れを聞いていれば誤解は無かったと思うのですが、どうしても報道の場合は、ポツポツと出されますので、ちょっと弁解がましいんですが。そういうことでしたので、ご了解願いたいと思います。

司 会： まだまだ、ご意見・ご質問等あるかと思いますが、ここで九戸報道監の方から少しPRしたいことがございますので、お知らせしたいと思います。

九戸報道監： まずもって、住民の方達に情報をお流しするというのは、私の本当の、本来の仕事でございます。まだ慣れないせいもあって、なかなか一番にという全体の流れに巻き込まれますと、どうしても忘れるわけではありませんが、どうもまだ住民の方第一にというところで、動けなかったことをまずお詫びしたい

と思います。

マスコミの方とのお付き合いをしておりますと、時間に追われることが多く、なかなか皆さんのご要望にお応え出来ないところもありますが、今年、2004 年は申年で、“とりさる”年ということで、是非、不法投棄現場の除去ということスタートの良い年にしていきたいと思います。

宣伝になりますが、先日、宇藤さん、宇藤あき子さん、女性の農協の方にもお集まりいただきましたし、また、田子町の高校生の方にも取材を致しまして、番組を作らせていただきました。この中では、30分番組ですけども、除去の様子、撤去の様子をコンピュータグラフィックを使って、少し分かり易く作りましたので、言葉で、また図面で見ているよりは、少し動きのあるものを見ると、もう少し分かり易くなるのではないかと思います。

こちらは1月の10日、RABで3時半から4時まで番組が放映されますので、また、10日の日、県内3紙に新聞にもまた同じように撤去の方法等を分かり易く掲載致しますので、こちらの方も是非ご覧になっていただきたいと思っております。

司 会： 土曜日、確か私の記憶では3時半だと思ったのですが、10日の土曜日の一番後ろにテレビとラジオの欄がありますが、そこに大きく番組の紹介、それから新聞に今、報道監からご紹介がありましたが、大きな記事で今回のこの事案についてPRさせていただいておりますので、時間の方は確認の上、ビデオを撮るなり、ご覧になっていただきたいと思っております。

本日は、大変長時間にわたりまして、ご議論、ご協力をいただきまして、大変ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の説明会を終了させていただきたいと思っております。

どうも大変、お疲れ様でございました。お気を付けてお帰りいただきたいと思っております。ありがとうございました。